

(仮称) 大麻町総合防災センター整備事業
要求水準書

令和 7 年 8 月

鳴門市

目次

第1． 基本的事項.....	1
1.要求水準書の位置付け	1
2.要求水準の変更	2
3.整備にあたっての基本的な考え方	2
4.本事業の概要	5
5.本事業の業務範囲.....	6
第2． 業務実施に係る要求水準	7
1.共通的事項	7
2.調査等業務に係る要求水準.....	15
3.設計業務に係る要求水準.....	16
4.施工業務に係る要求水準.....	20
5.要求水準の確保及び提案等の履行確認について	24
6.関連業務の概要と本業務における調整課題について	25
添付1 「官庁施設の基本的性能基準」に基づく適用類型表	
添付2 事業関与者役割分担表【実施設計段階】・【工事段階】	

第1 基本的事項

1.要求水準書の位置付け

本要求水準書は、鳴門市（以下「本市」という。）が、（仮称）大麻町総合防災センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたって、設計・施工一括発注方式で選定する設計・施工者（以下「受注者」という。）に要求する、実施設計業務や施工業務等の水準を示すものである。なお、本要求水準書は、市が本工事を実施する事業者に要求する内容及び受注者が満たすべき質の最低限の水準を示すものであり、受注者が、本要求水準書に示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

技術提案書のうち要求水準書等を上回る内容は、受注者の履行義務を伴うものとする。

（1）要求水準の構成

本事業の要求水準は、以下のア、イ、ウから適切に理解すること。

ア 要求水準書（以下「本書」という。）

本事業における受注者の業務全般について、要求水準を規定するもの。

イ 基本設計図書

本市が定めた「（仮称）大麻町総合防災センター基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づいて基本設計を実施し、基本的な要件を整理したうえで、本市の要求水準を満たす施設設計のありかたを示したもの。対象施設の機能・性能・品質についての要求水準を規定するもの。

ただし、本事業の設計・施工者選定プロポーザルにおける技術提案等については、発注者の了解により変更を可とする。

また、基本設計図書に示す形状、寸法、仕様などについては、実施設計期間中の発注者と協議によって変わることについては、受発注者双方の合意があれば変更を可とするが、消防署・消防分団エリア（建物北側）については、変更不可とする。

ウ 参考資料

基本設計図書の内容等を補足するもの。（実施設計での変更を可とする。）

（2）優先順位

要求水準書の優先順位は、以下のとおりとする。

第1：「ア 要求水準書」

第2：「イ 基本設計図書」

第3：「ウ 参考資料」

2. 要求水準の変更

(1) 発注者による変更

発注者は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。要求水準の変更に伴い、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

(2) 技術提案等による変更

(仮称) 大麻町総合防災センター整備事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）参加者は、本プロポーザル実施要領に基づき、基本設計図書及び参考資料に示された内容に対して、技術提案（以下「技術提案等」という。）を行うことができる。

参加者は、技術提案等を行う場合には、本書を踏まえて、基本設計意図をよく理解した上で、提案すること。

3. 整備にあたっての基本的な考え方

(1) 事業目的

市西部に位置する大麻分署（1968 年竣工）、板東連絡所（1968 年竣工）、板東消防分団詰所（1972 年竣工）は、それぞれ建設から半世紀以上が経過し、耐震性能の不足や施設・設備の老朽化、バリアフリー性能の確保などの課題を抱えており、早急な対応が求められております。また、市では「鳴門市公共施設等総合管理計画」等にのっとり、「まちづくり」の観点に立った公共施設等全体の最適配置の実現を目指し、周辺・類似施設を巻き込んだ新たな施設配置を検討するなど、施設の多機能化や複合化、再配置を推進しております。

さらに、板東地区は、「鳴門市都市計画マスタープラン」において、歴史や文化を活かした観光振興を図るエリアであるとともに、水害の危険性が低い地域特性であることから、本市の西の防災拠点として機能強化を図るエリアとして位置づけられております。

こうしたことから、これらの施設が抱える課題の解決及び「まちづくり」の観点に立った公共施設の再編を進めるため、(仮称) 大麻町総合防災センター（以下「防災センター」という。）建設を検討してきました。

令和 5 年度には、施設の理念・方向性・導入を検討する機能 について、板東地区自治振興会、自主防災会、板東ゆたか・みやま保育園、板東幼・小学校を対象とした説明会を開催し、ご意見・ご要望をいただくとともに、学識経験者や地域の関係者、PTA 代表などで組織する「(仮称) 大麻町総合防災センター整備基本計画策定委員会」において意見集約を行い、施設の整備方針を示す基本計画を策定しました。これらの経緯を踏まえ、現状の課題、

基本計画に基づき、基本設計を実施した。

この基本設計に基づき、本工事において防災拠点としての堅牢で優れた建物の建設、インシヤルコストを含むライフサイクルコストの低減、工期短縮を図ることを期待し、実施設計・施工一括発注方式により実施するものである。

（２）防災センター整備の基本方針

防災センター整備にあたっての整備の基本理念は、以下のとおりとする。

＜基本理念＞

防災センターは、地域住民が安心して暮らせる防災機能等を有するとともに、大麻分署や板東連絡所機能など複合化した行政サービスを提供することにとどまらず、豊かな自然環境や地域の歴史、伝統、文化を生かした魅力あるまちづくりに資する施設となるよう、日常時から地域住民等に親しまれ、様々な人が交流することができる施設を目指します。

その具現化においては、「フェーズフリー」の概念を取り入れ、防災機能以外の部分についても、地域を豊かにする日常時の施設が、非常時にも市民の命や生活の質を守ることに役立つ施設整備とします。

防災センター整備の具体的な方向性を示すものとして、以下のとおり5つの基本方針を設定します。

基本方針１：日常時も非常時にも、連続的に価値を有した施設

- ・ 日常時から非常時まで、施設に勤務する職員や来訪者などが、安心して豊かに過ごすことができる「フェーズフリー」の観点に基づいた施設整備を行います。
- ・ 日常時に利用する設備や機能が、災害の察知から発生時の対応、復旧・復興に至るまで直面する各段階に対応した設備や機能として役立ち、防災拠点施設としての価値をさらに高められる施設整備を検討します。

基本方針２：地域に親しまれ、地域活力に満ちた施設

- ・ 地域住民に親しまれ、誰もが立ち寄りたくなる施設を目指し、いつもの日常にいろどりを加える「地域活力」に満ちた空間の創造を目指します。
- ・ 誰もが安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れることで全ての利用者に配慮します。
- ・ 案内表示の工夫や導線に配慮した施設構成により、利用しやすく親しみやすい施設とします。
- ・ 消防施設とコミュニティ施設が時間と空間をシェアする施設特性を生かし、利用者が日常から消防業務に親しみ、防災教育につながる施設整備を行います。
- ・ 地域外からの来訪者も気軽に集いやすい施設整備を行います。

基本方針３：防災拠点にふさわしい、安全安心な施設

- ・南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などの大規模地震の発生に備え、高い耐震安全性を確保するとともに、被災後においても分署業務をはじめとする各業務が継続できる性能を確保します。
- ・適切な機能配置で動線の最適化を図り、火災・救急事案等が発生した際に、迅速な出動を可能とする機能的な施設とします。
- ・市東部が被災した場合、災害対策本部を補完できる性能を確保します。
- ・防災倉庫を設置するなど、防災拠点として必要な機能整備に努めます。
- ・個人情報をはじめ重要な情報を守るため、十分なセキュリティレベルを確保します。
- ・安全で十分な広さのある駐車場のほか、利用者の日常時の利用、緊急車両の出動や災害時の避難動線等に配慮したアクセス動線の確保を行います。

基本方針４：機能性・経済性・柔軟性を有した施設

- ・施設の長寿命化や維持管理の効率性など、ライフサイクルコストを考慮した経済効率の高い施設整備を行います。
- ・複合化によって休眠する施設空間を生まないよう、多目的に利用できる空間の整備を図ります。
- ・社会情勢や市民ニーズなど、本市を取り巻く環境の変化に対応できる将来性と柔軟性を兼ね備えた機能と空間の整備を検討します。
- ・設備機器の点検口を適切に設けるなど、災害の被害が目視で把握しやすくすることで修繕しやすい施設とします。
- ・停電時にもエネルギー供給が可能な設備機器を備え、災害に対する弾性の高い施設とします。

基本方針５：環境にやさしく、周辺環境と調和した施設

- ・環境負荷の軽減を図るため、省資源・省エネルギー施設・設備の導入に積極的に取り組みます。
- ・再生可能エネルギーの利用を検討し、環境との調和が図られた施設とします。
- ・周辺の住宅環境に及ぼす影響に考慮した施設配置などを検討します。
- ・周辺環境との調和を図り、鳴門市の西の防災拠点にふさわしい景観形成を目指します。

（３）防災センターの基本的性能基準

受注者は、「官庁施設の基本的性能基準に準拠して、建物ごとに性能を確保すること。（添付「官庁施設の基本的性能基準」に基づく適用類型表を参照。）なお、上記基準項目のうち、環境保全については「官庁施設の環境保全性基準」、耐震については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」、防犯については「官庁施設の防犯に関する基準」、ユニバーサルデザインについては「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に定められた性能水準等に準拠すること。

(4) 防災センターの導入機能

基本設計、及び「基本計画 第2章 4. 求められる主な機能」を参考としてください。

4. 本事業の概要

(1) 本事業の概要

本事業の概要は基本設計図書による。

本市が別に発注し、本事業と関係する工事及び業務は以下の通り（以下、「関係工事」）。

- 1) 板東保育所西線道路整備事業及び関連する水道工事
- 2) 運営事業者開業準備

(2) 防災センターの整備内容

本事業において新たに設計・施工する防災センター等の整備内容に関する詳細は、「基本設計図書」による。

建設地	鳴門市大麻町板東字東山田71-1他
敷地面積	4204.24m ²
用途地域	第一種住居地域
防火地域 ・準防火地域	指定なし
建蔽率	60%
容積率	200%
前面道路	市道板東保育所西線

建築概要

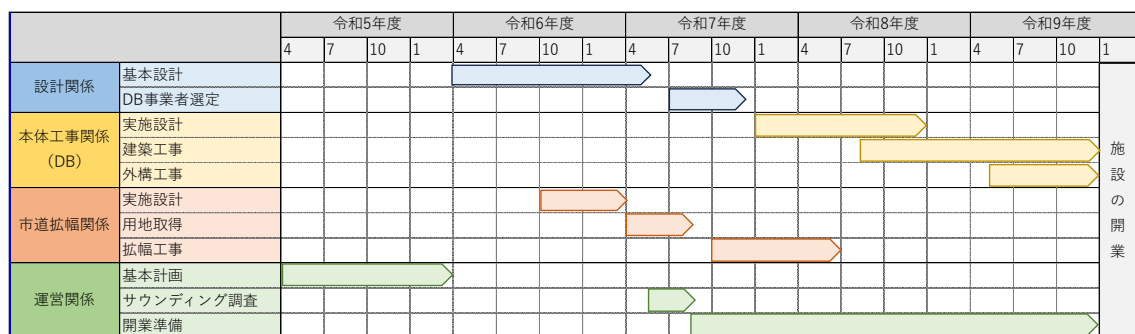
	防災センター	防災倉庫
主用途	消防署／事務所	倉庫
建築面積	779.53m ²	98.00m ²
延床面積	1413.64m ²	98.00m ²
階数	3	1
最高軒高	13.63m	4.60m
最高高さ	13.00m	5.15m
構造種別	鉄骨造・準耐火構造	鉄骨造・その他
駐車場	70台	
駐輪場	9台	

階別構成

	防災センター	防災倉庫
3階	103.12m ² ／階高3.60m	-
2階	584.6m ² ／階高4.00m	-
1階	725.92m ² ／階高4.80m	98.00m ²

(3) 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下の全体工程表による。



(4) 敷地の現況

建設場所	鳴門市大麻町板東字東山田 7 1 - 1 他
敷地面積	4,204.24m ²
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
その他	居住誘導区域（鳴門市立地適正化計画）

現況写真



5. 本事業の業務範囲

本事業における受注者の業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 調査等業務

地盤調査（受注者が必要と判断した場合）、土壌汚染予備調査、地下水利用に係る水質及び関連調査、その他、受注者が必要と判断して行う調査

(2) 設計業務

本書に規定する業務及び受注者が必要と判断して行う設計業務等とする。
設計業務には、現場代理人の設計意図伝達業務を含むものとする。

(3) 施工業務

基本設計図書に示す各種工事及び受注者が必要と判断して行う施工業務等とする

(4) その他本事業に含まれる関連業務（詳しくは基本設計図書等による）

ア. 関連事業との連絡調整

・ 関係工事

・ 備品、情報システムなどの別途発注される業務

イ. 関係法令手続き一式（申請手数料等は全て含む）

ウ. 資料等の作成（竣工図、竣工写真、施工関係の書類など）

(5) 対象外とする業務（詳しくは基本設計図書等による）

ア. 什器、備品、特定機器の購入

イ. 基本設計図書の工事区分表において「別途」とされているもの

第2. 業務実施に係る要求水準

1. 共通的事項

(1) 適用法令等

本事業の実施にあたっては、設計、施工等の各業務の提案内容に応じて関係法令等を遵守するとともに、国等が定める各種基準、指針等について、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜参考にすること。適用法令及び適用基準は、設計、施工等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。なお、本事業に関して特に留意すべき関係法令や基準等は次のとおりとする。

① 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 消防法

- ・ 屋外広告物法
- ・ 港湾法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 駐車場法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 文化財保護法
- ・ 航空法
- ・ 建築士法
- ・ 宅地造成規等制法
- ・ 流通業務市街地の整備に関する法律
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 都市計画法
- ・ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 浄化槽法
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 都市緑地法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 景観法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 電波法
- ・ 電気事業法
- ・ 道路法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設業法 ほか各種業法、資格法、労働関係法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

②徳島県・鳴門市条例等

- ・ 徳島県建築基準法施行条例
- ・ 徳島県環境基本条例
- ・ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
- ・ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則
- ・ 徳島県県産材利用促進条例
- ・ 鳴門市環境基本条例
- ・ 鳴門市公害防止条例
- ・ 鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自転車の適正な処理に関する条例
- ・ 鳴門市下水道条例
- ・ 鳴門市火災予防条例
- ・ 鳴門市住みよい福祉のまちづくり事業実施要綱
- ・ 鳴門市安全なまちづくりに関する条例
- ・ その他県や市の要綱・例規等

③国土交通省官庁営繕基準等

- ・ 新営一般庁舎面積算定基準
- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書
- ・ 公共建築設備工事標準図
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 日本建築学会 建築工事標準仕様書 同解説
- ・ 建築基礎構造設計指針
- ・ プレストレストコンクリート設計施工基準 同解説
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説
- ・ 建築工事設計図書作成基準

- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準
 - 公共建築工事標準歩掛り公共建築数量積算基準
 - 公共建築設備数量積算基準 公共建築工事共通費積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 工事監理ガイドライン
- ・ 実務者のための工事監理ガイドラインの手引き
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 建設リサイクル法関連届出
- ・ 建設リサイクル推進計画 2014
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建設リサイクルガイドライン
- ・ 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について
- ・ 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について
- ・ 自転車駐車場整備マニュアル（計画・設計・管理・運営）
- ・ 自転車等駐車場設置技術の手引き検討調査（報告書）
- ・ 路上自転車・自動二輪等駐車場設置指針 同解説
- ・ 駐車場設計・施工指針 同解説
- ・ 木造計画・設計基準
- ・ 木造計画・設計基準の資料
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準

- ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- ・ 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン

（２）監督員の指示

発注者が本事業の履行を監督する者として定めた職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。監督員は、次に掲げる権限を有する。

- ・ 本事業の履行についての統括責任者に対する指示、承諾又は協議
- ・ 設計図等の承諾
- ・ 要求水準及び実施設計図書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- ・ 要求水準及び実施設計図書等に基づく工程表の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験もしくは検査（確認を含む。）

（３）実施体制

本業務の実施体制は（仮称）大麻町総合防災センター整備事業実施設計施工者選定公募型プロポーザル実施要領による。

（４）受注者の役割

- ・ 統括責任者は、本書の趣旨及び内容を十分に理解し、受注者の責任者として適正に本事業を遂行すること。
- ・ 統括責任者は発注者等との協議責任者とし、設計の技術者も含めて全ての配置技術者を統括し、提案段階から業務完了まで、品質管理・工程管理・コスト管理について責任をもって担うこと。
- ・ 業務の期間中に、統括責任者以下の各担当者について、発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。

（５）発注者等との役割分担

受注者、発注者との役割分担は【添付 事業関与者役割分担表】を原則とする。

（６）関係官公庁等への届出手続き

本事業に必要な関係官公署、その他関係機関（民間含む。）への協議、報告、各種許認可申請業務及び手続きを行うこと。関係官公署への届出手続きなどにあたっては、届出内容などについて、あらかじめ監督員に報告し、承諾を受けること。

関係官公署等への届出手続きに必要な費用（建築確認申請及び構造計算適合性判定、省エネ適合性判定、中間検査、完了検査等に係る手数料等を含む。）は、受注者の負担とする。

防災センター等へのインフラ（電力・給水・ガス等）の引込に関する負担金は受注者が負担する。また、本事業の整備に伴い支障となる既設インフラの移設や迂回に伴う費用は、受注者の負担とする。

受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、協議記録を作成し、速やかに監督員に提出すること。

（７）打合せ及び記録

受注者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。

受注者は、監督員から進捗状況などの報告を求められた場合は、速やかに応じること。受注者は、監督員と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、速やかに監督員の確認を受けること。

（８）要求水準の確保及び技術提案等の履行確認について

ア.要求水準の確保及び技術提案等の履行確認の基本的な考え方

a.受注者は、要求水準の確保状況及び技術提案等の履行状況（以下「要求水準等」という）について発注者が確認できるよう、各業務の着手時に要求水準等確認計画書を作成し、発注者に提出すること。また、以下の各段階において要求水準等が適切に確保されていることを確認する要求水準等確認報告書を作成し、発注者に報告すること。

①設計業務完了時：設計図書及び計算書等の書類の適合性確認結果の報告

②各部位の施工に着手する前の施工計画時：施工計画書、品質管理計画書及び施工図の適合性確認結果の報告

③設計変更が生じた場合の設計完了時：設計図書及び計算書等の変更内容の適合性確認結果の報告

④施工完了時：現場への反映状況の適合性確認結果の報告

イ.「要求水準等確認計画書」の作成

a.統括責任者は、前記を踏まえ、設計着手前に要求水準等確認計画書を発注者と協議の上で作成し、発注者に提出すること。

b.統括責任者は、設計着手前に設計業務に係る要求水準等確認計画書を、設計管理技術者及び各設計主任技術者に作成させること。

c.設計業務に係る要求水準等確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計業務担当、施工業務担当）、その他必要な事項を記載するものとする。

d.統括責任者は、工事着手前に、施工業務に係る要求水準等確認計画書を、設計業務担当で作成することが適当と判断する部分については、設計業務管理技術者及び各設計

業務主任技術者等に作成させ、その他の部分については各施工業務主任担当者等に作成させること。

e.施工業務に係る要求水準等確認計画書については、設計業務に係る要求水準等確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、設計業務に係る要求水準等確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には設計業務に係る要求水準等確認計画書に記載された個別の確認項目毎に、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計業務担当、施工業務担当）、その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で、施工業務に係る要求水準等確認計画書として取りまとめるものとする。

f.設計業務、施工業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、設計途中、設計完了時、工事着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

ウ.「要求水準等確認報告書」の作成と報告

統括責任者は要求水準等確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、要求水準等確認報告書として取りまとめ、発注者に提出し、確認を受ける。

エ.設計図書等の修正

a.発注者は、受注者から提出された設計図書等の内容が要求水準等、又は発注者と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。なお、これによる工期延長は認めないものとする。

b.その場合、受注者は速やかに設計図書等の修正を行い、修正箇所について発注者に完了確認資料を提出し確認を受けること。設計変更について内容の不一致があると判断された場合も同様とする。

オ.本施設の是正及び修補

a.発注者は、受注者が施工した本事業の建物等が要求水準等、又は発注者と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。なお、これによる工期延長は認めないものとする。

b.その場合、受注者は速やかに本事業の建物等の是正及び修補を行い、是正及び修補箇所について発注者に完了確認資料を提出し確認を受けること。

（９）検査・引渡し

ア.完成検査

受注者は、本事業の工事施工の完了後（各法令に基づく完了検査を含む。）、工事完成

を発注者に通知すること。その後、本事業が完了したことを確認するために監督員の下検査を受けること。手直し確認後、鳴門市工事検査規程及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受け、合格すること。

なお、工事施工中においても、必要と認めるときは、本市の検査職員（以下「市検査員」という。）の随時検査（工事の施工工程において市検査員が特に検査の必要があると認めたときに行う検査）及び部分完成検査又は出来高検査を受けること。

イ.引渡し

受注者は、完成検査に合格したときは、速やかに工事目的物を引き渡さなければならない。

引渡しに際し、施設管理者などに機器の取扱い、操作方法などの指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。同説明内容については「総合維持管理業務仕様書」（書式については、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」による。）として書面にわかりやすくまとめること。

なお、建物引渡し後も、1年間は発注者の求めに応じ、建物の各設備などの調整を原則、無料で行うこと。

ウ.予定工程表等

受注者は、契約締結後、業務着手から工事目的物引渡しまでの全予定工程表を発注者に提出すること。提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、本事業に支障がないよう適切な措置を講じること。

エ.提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。その場合の部数は、監督員の指示による。発注者で様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、監督員の確認を受けること。

(10) 品質管理

ア.受注者は、適用法令、適用基準等を遵守し、要求水準を満たしたうえで、技術提案書及び設計業務にて作成した設計図書に従って、スケジュール通りに竣工引渡しをできるよう各業務を行うこと。

イ.受注者は、本書の趣旨及び内容を十分に理解し、受注者の責任者として適正に本業務を遂行できる統括責任者を配置すること。

ウ.統括責任者の下に、設計管理技術者、各設計主任技術者、現場代理人及び各施工主任担当者を配置し、関係者との連携、役割、責任分担を明確にした業務実施体制を構築すること。

エ.各関係者との相互調整を行い、業務を推進すると共に品質の向上に努めること。

オ.設計・施工段階での課題に関する対応状況が容易に確認できるよう「課題管理シート」を作成、更新、運用し、その対応状況を発注者及び関係者間で常に文書で可視

化・共有すること。課題管理シートには責任と期日を明確化し、抜け漏れのない課題解決を行い、要求品質の確保とスケジュールの遅延を防止すること。

(11) コスト管理

- ア.受注者は、設計～施工期間を通じて、施設の要求水準や業務条件に変更が生じ、事業費が変動する恐れがある場合には、その都度概算を行い発注者に報告して変更の是非を協議すること。またその内容を増減管理表に記して共有する等、コスト増減を常に管理すること。
- イ.受注者は、設計完了と同時に契約代金内訳書（契約時点のもの）を元に工事費を算出し、内訳明細書と共に発注者に提出すること。
- ウ.内訳明細書の単価は、契約代金内訳書に記載された単価を準用し、新たな設計や工法など契約代金内訳書にない単価及び設計期間中に著しい変動が確認される単価については、算出方法を発注者と協議のうえ決定すること。
- エ.工事費が、要求水準の変更がないにもかかわらず契約代金額を超える場合は、設計を見直す等、受注者の責任において対策を立案し、発注者と協議すること。
- オ.施工段階で、契約代金額を上回るおそれが生じた場合には、受注者にて速やかに概算を行い、その結果を発注者に報告し、受注者、発注者双方協力のうえ、契約代金額内に収める調整を行うこと。

(12) スケジュール管理

- ア.業務着手に先立ち、事業完了までの全体工程表を発注者に提出し、確認を得ること。
- イ.発注者の意思決定に必要な期間を考慮した適切なスケジュール設定を行うこと。
- ウ.設計期間中は、デイリーの設計工程表を作成し、受注者の検討時期と発注者との協議時期を示す等、精度の高い進捗管理を実施すること。また設計工程表は常に最新状態に更新して発注者と共有すること。
- エ.資材調達・労務確保等について社会情勢等を考慮して適切な時期に発注管理等を行うこと。統括責任者は常に工程を管理し、予定通りの事業完了に向けて各業務を推進すること。

2.調査等業務に係る要求水準

受注者は、本業務を確実に履行するために必要な以下の調査等を、適切な時期に実施すること。

(1) 現地調査

ア.地盤調査

受注者は、参考資料「地質調査業務成果報告書」の内容を踏まえたうえで、実施設計のために必要な地盤調査を実施すること。

イ.敷地測量

本事業に必要となった場合は実施すること。

ウ.土壌汚染予備調査

受注者は、徳島県条例に基づく土壌汚染対策法に基づく届出等を行い、その結果を本市に報告すること。指導により土壌汚染予備調査が必要になった場合は、土壌汚染対策法ガイドラインに基づき調査を行うこと。調査の結果を踏まえ、設計や手続き等の対応について、本市と協議すること。

エ.地下水利用に係る水質及び関連調査

地下水の飲料用に処理する浄化設備を検討するにあたり、必要な水質及び現地調査、行政庁との協議・届け出等の対応を実施すること。

取水可能量・地下水質及び取水位置深さの調査を行うこと。

オ.その他調査

その他、設計・施工にあたって必要な調査を、後の業務進捗において適切な対応が可能な時期に受注者の負担で実施すること。

3.設計業務に係る要求水準

受注者は、以下の内容に沿って、本事業の設計業務、工事着工に必要な行政等協議・各種手続き業務、別発注の関連業務との連絡・調整等を実施すること。

(1) 業務仕様

本書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。この場合「調査職員」を「監督員」と読み替える。

ア.一般業務の内容と範囲

一般業務の内容と範囲は令和6年国土交通省告示第8号別添一に掲げるものとする。

建築（総合）実施設計に関する標準業務	一式
建築（構造）実施設計に関する標準業務	一式
電気設備実施設計に関する標準業務	一式
機械設備実施設計に関する標準業務	一式
昇降機等実施設計に関する標準業務	一式

イ.追加的業務の内容と範囲

(Ⅰ)基本設計の見直しに関する追加業務

本プロポーザルにおける受注者の提案によって基本設計を見直す場合、基本設計との比較検討などを行い、提案の採否について発注者と十分に協議すること。

(Ⅱ)工事費積算に関する追加業務

実施設計図書に基づき、公共建築工事積算基準等に準じて、工事費を積算する。

(Ⅲ)手続きに関する追加業務

- a.確認申請の手続き（構造計算適合性判定，省エネ適合性判定を含む）
- b.その他本事業に必要な関係法令及び条例に基づく諸手続き
- d.本業務範囲の諸手続きの手数料等

(２) スケジュール管理

受注者は、契約締結後速やかに、事前調査、実施設計、行政等協議・手続き、各々の工事契約、施工、検査、引き渡し等の時期と期間を示した工程表を作成し、本市と十分に協議のうえで、各種事前調査完了等の中間目標期日を関係者と共有し、これに基づいて以降の業務全般のスケジュール管理を実施すること。

(３) 設計業務の留意点

- ・ 設計にあたっては、基本設計図書ならびに受注者の提案を基本とし、本市と綿密に協議する等、要求水準とその意図や根拠を十分に確認しつつ設計業務を遂行すること。
- ・ 実施設計段階で本市と協議が必要な設計課題リストを予め作成し、項目ごとの承認決定時期を示すとともに、設計工程表に受注者の検討時期と本市との協議時期を示す等、精度の高い進捗管理を実施すること。
- ・ 重要な項目については、候補案の比較検討等、十分な検討を実施すること。
- ・ 設計・施工一括発注方式の利点を生かし、施工者の技術、ノウハウ、知見を設計に反映すること。「4.施工業務に係る要求水準」に記載の仮設計画や施工計画から、設計に反映させるべきものについては、実施設計と並行して施工計画検討を進めること。
- ・ 防災センター等の工事に先行して必要となる既設物の移設やインフラの迂回等については、実施設計スケジュール及び整備に伴う事前協議・手続き等の確認を十分に行うこと。
- ・ 仕上材料・色彩計画をわかりやすい資料で立案し、本市の承諾を得ること。
- ・ 実施設計者から監理者及び施工担当者等に、設計意図を十分に伝達すること。
- ・ 本市が別に発注する工事や関連業務に係る施設要件について、本市と十分な協議を行い設計に反映すること。
- ・ 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき、業務実績データ等を

登録すること。

(4) 別発注の関連業務に係る要件の実施設計への反映

- ・受注者は、本市が別に発注する関連業務（5. 本事業の業務範囲 (5) ア）に係る施設要件について、本市と十分な協議を行い設計に反映すること。

(5) 工事費積算・コスト管理

ア) 工事費積算

- ・工事費積算は施工業務を行う者が実施すること。
- ・防災センター等の実施設計途中であっても必要に応じて、工事費の増減を積算すること。数量算出は公共建築工事積算基準等に基づいて行い、単価等は契約時のものを採用すること。
- ・特に設備工事費の積算についても、公共建築工事積算基準に基づいた積算を行うこと。

イ) コスト管理

- ・実施設計期間を通じて、施設の要求水準や業務条件に変更が生じ、別発注分も含む事業費が変動しそうな場合には、その都度概算を行い本市に報告して変更の是非を協議するなど、本市の意思決定に必要なコスト管理を実施すること。
- ・積算の結果、要求水準の変更がないにもかかわらず契約金額を超える場合は、実施設計を見直す等、受注者の責任において対策を立案し、本市に報告し、協議すること。

(6) 各種手続き業務

- ・受注者は、実施設計に先がけて法令調査を実施し、設計段階で必要となる行政手続き等を抽出し、申請工程と合わせて手続きの進め方等について本市に報告し、協議すること。
- ・受注者は、建築確認申請ほか設計段階で必要な各種の許認可申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、取得できたものから許認可書類の写しを本市に提出すること。
- ・各種法令に適合させるための基本設計からの変更・調整は受注者の業務とする。ただし、許認可のために必要な仕様等と本書及び基本設計図書等の内容に著しい不整合が発生する場合は、速やかに本市に報告し協議すること。
- ・本市が直接行う必要がある申請等について、助言や資料作成等に協力すること。
- ・施工に先立って、実施設計者から現場代理人以下の施工主任担当者等に、設計意図を十分に伝達すること。
- ・仕上材料・色彩計画をわかりやすい資料で立案し、本市の承諾を得ること。

(7) 実施設計完了時の提出物

提出図書	部数	摘 要
(1) 防災センター等建設工事 実施設計図書		基本設計図書の建築概要に準ずる 構造・設備概要、各室面積・性能一覧表を含む
・設計図面（製本）原図サイズ判	5 部	
・工事費内訳明細書	3 部	公共建築工事積算基準による
・数量調書、代価表等積算根拠資料	1 部	同上（特に設備の数量積算に留意）
(2) 実施設計概要書		基本設計概要書に準ずる
(3) 実施設計説明書	10 部	基本設計書に準ずる
(4) 関連法令リスト、協議履歴	3 部	
(5) 各種検討書・検討図	1 部	
(6) 構造・設備計画書	—	(2)(3) に含む
(7) 各室面積、性能等一覧表	—	(2)(3) に含む
(8) 工事工程表	5 部	
(9) 議会用説明資料	適宜	
(10) 打合せ用図面	適宜	
(11) 各種申請書類	適宜	
・確認申請用図書		
・建築物エネルギー消費性能適合性判定		
・その他行政提出書類		
(12) その他		
・VE・CD 検討報告書	5 部	
・各種調査報告書	5 部	
・打合せ記録書（設計打合、行政協議）	5 部	
・完成予想図 9 点	3 部	鳥瞰+外観 3 点+内観 5 点、A2 判
(13) 要求水準確認計画書・報告書	5 部	技術提案の履行確認計画・報告を含む
(14) 成果物電子データ	一式	CAD データ、文書データ、画像データ等

※上記提出物に合わせて PDF データも提出すること。

※提出する CAD データは、JWW 及び d x f 形式とし、文字化け無く開けられること。

4. 施工業務に係る要求水準

受注者は、本事業の業務範囲に示す範囲の施工業務及びその関連業務を実施すること。

(1) スケジュール管理

受注者は、工事着手前に、工事用資機材の先行発注、各々の工事契約、施工前調査、各種行政手続き、施工、検査、引き渡し等の時期と期間を示した工程表を作成し、議会承認等について本市と十分に協議のうえで、各々の工事契約を締結すること。また関係者全員でクリティカルパスを共有し、これに基づいて以降の業務スケジュールを管理し各業務の期限を厳守すること。

(2) 施工業務全般の共通事項

- ・ 敷地周辺は住居誘導地区であり、生活環境への影響に十分配慮した施工計画とし、資材搬入など前面道路環境の安全対策に配慮すること。
- ・ 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。受注者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・ 本市は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、施工中に随時検査を行うことができるものとする。
- ・ 工事現場の見学会、視察等が行われる際には協力すること。
- ・ 本市が行う事業進捗の広報・記録等に対し、資料提供等の協力をする。
- ・ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵飛散、交通渋滞、電波障害その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、一般的に求められる範囲の近隣対応を実施すること。特に交通障害・騒音・振動の影響を最小限に抑えるため対策を検討すること。
- ・ 受注者は事前に、工事内容を近隣住民に周知し、理解を得るように努力すること。
- ・ 近隣住民等に対する施工計画の説明については、受注者が実施すること。
- ・ 近隣等に対応する場合は、事前にその予定と、事後にその結果を本市に報告すること。
- ・ 市民の理解を得て、工事を円滑に推進できるように、情報発信等を十分に行うこと。
- ・ 周辺からの苦情が発生しないよう常に配慮するとともに、近隣対応等の窓口担当者を固定する等、誠実で迅速な対応に努力すること。
- ・ 工事で発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処分すること。また、再生利用可能な廃材については、積極的に再利用を検討すること。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- ・ 原則として工事中に本市及び第三者に及ぼした損害については、受注者が責任を負うものとする。
- ・ 現場で起こり得る災害を想定し、予防、対処等の訓練を行い、万一、災害が発生した場合には、工事関係者の安全確保に努めるとともに、本市の災害対策にも協力すること。

- ・ 原則として日曜日、祝日、12月29日から1月3日までの間は、工事を行わないこと。
- ・ 施工段階で必要となる行政手続き等については、適時に適切に実施すること。
- ・ 本事業で使用する木材及び木材製品を使用する場合は、地域産材の使用に務めること。
- ・ 工事用用水、電力等（仮設も含む）については、受注者の負担（引込み費用も含む）にて確保すること。
- ・ 現場事務所、工事車両用駐車場等については、受注者の負担にて確保すること。
- ・ 火災保険、建設工事保険及び請負賠償責任保険等の必要な各種保険に加入すること。
なお、保険終期は工事完了期日に14日加えた期日とし、工事完了期日が延伸した場合、保険の期間を延長すること。

（３）着工前業務

- ・ 着工に先立ち、敷地や周辺状況を十分に調査し、工事範囲内のみならず、資材搬入経路になる道路通行者や近隣住民の安全を確保する施工計画を立案すること。
また、必要に応じて付近の地盤・道路の状況、近隣建物の壁、外壁、土間等のクラック状況を定期的に調査・記録・写真撮影等を行うこと。
- ・ 本事業が近隣に及ぼす諸影響について、必要な調査（騒音、振動等）を実施すること。
課題がある場合は総合的に対策を検討すること。
- ・ 上記の施工計画及び工事による影響、対策について、近隣住民等関係者に対して事前に丁寧に説明し、理解を得るように努力すること。
- ・ 近隣家屋等に損傷を与えないように十分注意し、破損が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応し、原状復旧すること。
- ・ 実施設計と並行して、防災センター等の配置を現地に縄張りし、干渉するインフラや地中工作物を正確に調査すること。
- ・ 調査してもなお、用途や機能継続の要否が不明なインフラ等は、本市に報告のうえ対処方針を協議すること。
- ・ 工程と納期の関係で現場着工以前に発注が必要な資機材については、受注者の責任で適切な時期に発注すること。
- ・ 工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、工事実績データの作成、登録を行うこと。
- ・ 現場着工前に、次の書類を本市に提出して、承諾を得ること。
 - 工事施工計画（変更）承認申請書
 - 工事着工届
 - 工事工程表
 - 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

施工体制台帳及び施工体系図

総合施工計画書

- ・各工種工事の着手前に本市が指定する書類を作成し、工事監理者の確認を得た後、速やかに本市に提出して承諾を得ること。

(4) 着工後業務

- ・事前調査や準備工事に着手できる DB 発注のメリットを有効に活用し、準備工事等を実施すること。
- ・設備仮設にあたっては、方法や期間等を十分に検討すること。
- ・設備仮設にあたっては、二度手間とならない合理的な方法や位置、経路等を十分に検討すること。
- ・再生利用可能な廃材等については、積極的に再利用を図ること。
- ・近隣施設の利用者の動線を工事で使用する場合は、誘導員を増員する等、安全確保に万全を期すこと。
- ・近隣施設及び近隣住居等に工事騒音・振動等の影響が予測される場合は、事前に本市関係者に周知すること。
- ・施設の引渡し前に、情報設備や防災設備等、別発注の工事を行うことを想定している。受注者はこの工事にあたり引渡し前の施設を一時的に使用させるものとする。必要に応じて立会いや安全管理等の協力をする。なお、これらの工事により、防災センター等を損傷、汚損等した場合は、別発注工事の受注者が修補等を行うものとする。
- ・受注者による自主検査、本市の完成検査を、本市に引渡す前に、以下の規定に即して実施すること。ただし、該当する業務がない部分については適用しない。

①室内空气中化学物質の測定

- i. 主要室においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼンなどの室内濃度を測定し、その結果を、本市の完成検査前に本市に報告すること。
- ii. 測定方法は濃度測定方法(パッシブ型測定法)とする。
- iii. 測定値が「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」(厚生省生活衛生局長通知)に定められる値を上回った場合、受注者は、自己の責任及び費用負担において、「③本市の完成検査」までに是正措置を講ずること。

② 受注者による自主検査

- i. 受注者は、自らの責任及び負担において、自主検査や機器・器具類の試運転調整等を実施すること。
- ii. 本市は受注者が実施する自主検査及び機器・器具類の試運転に立会うことができるものとする。

iii. 自主検査、機器・器具類の試運転の結果について、本市に書面を添えて報告すること。

iv. 自主検査の完了後、工事しゅん工検査請求書とともに、次の書類を本市へ提出すること。

自主検査調書(受注者によるもの)

室内空气中化学物質の測定結果

③ 本市の完成検査

前記の「②受注者による自主検査」の終了後、監督員の下検査を受けた後に所定の書類とともに工事しゅん工検査請求書を提出すること。工事しゅん工検査請求書提出後、本市は 14 日以内に受注者の立会の下で検査職員が竣工検査を実施するものとする。

④ 完成検査後の是正等

i. 本市は、前述「③本市の完成検査」の結果、是正、修補等が必要な場合、期限を定めたうえで受注者に指示するものとする。

ii. 受注者は、前記による書面の指示を受けた場合、期日までに是正等を完了すること。

iii. 受注者は、是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を完成図書に反映すること。

⑤ 取扱説明

受注者は、引渡す建物、機器、器具類の取扱いに関する本市への説明を実施すること。

⑥ 完成図書の提出

受注者は、本市による完成確認後、速やかに次項 「(4) 完成時提出物一覧」の完成図書等を提出すること。

(5) 完成時提出物一覧

提出図書	部数	摘 要
竣工図書		
・ 竣工図面一式（原図サイズ判二つ折り製本）	2 部	黒表紙製本金文字入り
・ 工事提出物一覧表	1 部	ファイル綴
・ 機器取扱説明書	2 部	ファイル
・ 保全に関する資料	3 部	

・各保証書、証明書等（原本）	1 部	クリアファイル
・その他関係書類等	1 部	ファイル綴
竣工図書（分冊）	2 部	ファイル綴
		・図面を除く書類の控え
完成写真（監督員の承諾する撮影業者）	5 冊	キャビネ判 50 カット入アルバム
		jpg データ共
工事写真	1 部	JPEG データ共
施工図	1 部	二つ折り製本（原図サイズ判）黒表紙製本 金文字入り CAD データ（DXF）と共に提出
使用材料等 メーカー製品名一覧表	1 部	Excel、Word 等のデータ共
市内調達等報告書	1 部	証明できる資料添付のこと
ライフサイクルコスト計画書	2 部	
鍵リスト及び鍵箱	1 式	
各種検査記録	1 部	
要求水準確認報告書	1 部	技術提案の履行確認報告を含む
成果物電子データ	一式	CAD データ、文書データ、画像データ

※上記提出物に合わせて PDF データも提出すること。

5. 要求水準の確保及び提案等の履行確認について

（1）要求水準の確保及び提案等の履行確認の基本的な考え方

受注者は、設計業務、施工業務を行う過程で、提出物ならびに次の各成果物と、本プロポーザル時の技術提案書に記載の提案事項との適合性確認を行い、本市に報告すること。

- ・ 各種調査完了時における調査結果報告書
- ・ 実施設計完了時における実施設計報告書
- ・ 実施設計完了時における実施設計図書及び計算書等
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画
- ・ 各部位の施工完了時における施工の確認
- ・ 全体の施工完了時における施工の確認

（2）「要求水準確認計画書」の作成と確認

- ・ 受注者は契約締結後速やかに「要求水準確認計画書」を作成し、本市と協議のうえ、承諾を得ること。
- ・ 「要求水準確認計画書」には、要求水準で定めた各項目及び技術提案書で提案した事

項を一覧化したチェックリスト「要求水準等確認書」を添付し、項目ごとの確認方法と確認時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。

- ・「要求水準等確認書」は、業務の進捗に応じ必要な時期に中間報告し、成果品提出時には要求水準確認報告書の一部として提出すること。
- ・「要求水準等確認書」は、本市と協議のうえ、適宜変更や見直しを行うこと。

（３）実施設計図書等の修正

本市は、受注者から提出された実施設計図書等の内容が、要求水準及び技術提案書、又は本市と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。

その場合、受注者は速やかに実施設計図書等の修正を行い、修正点について本市に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

6. 関連業務の概要と本業務における調整課題について

受注者は、本事業期間中に本市が別に発注する以下の関連業務について、連絡・調整を図り、本事業が円滑に進むように努めること。

（１）板東保育所西線道路整備事業及び関連する水道工事

（道路に関連する水道、電気工事を含む）

- ・板東保育所西線の道路改良工事の内容や工期に関して把握に努め、そのいかににかかわらず防災センター等の整備工事が円滑に行われるように施工計画を行うこと。
- ・板東保育所西線道路整備事業及び関連する水道工事の内容に応じて防災センター等の設計内容を変更する必要がある場合は速やかに本市に報告し、対応を協議すること。

（２）運営事業者開業準備

- ・施設管理者候補の意見を尊重した実施設計及び施工に努めること。なお、実施設計図は本市及び施設管理者候補の承認を得たものとする。
- ・本市及び施設管理者候補が、設計の内容、施工中の現場確認や施工状況の説明を求めた際は対応すること。

（３）備品、情報システムなどの別途発注される業務

ア）家具・什器類設置業務

- ・別途工事ではあるが、本業務と関連する情報に関して本市と情報共有し、実施設計図との整合を図ること。
- ・配置予定の家具類の転倒防止のための壁下地補強は本業務にて行うこと。

- ・大麻分署、板東連絡所、板東消防分団詰所の防災センターへの移転は、それぞれの移転計画を本市で作成する。受注者は円滑な移転を実現するために助言及び協力すること。

イ) 電話設備

- ・本市の拠点施設にも直通回線を配線する。敷地内埋設管を含めた各配線ルートの確保、配線工事完了後の区画処理を本業務にて行うこと。
- ・電話機端末は分署事務室、板東連絡所、管理室に設置する予定。MDF の転倒防止用の壁面補強材の設置、電話交換機が必要な場合においてはスラブ固定用アンカーの打設、専用分電盤等は本業務にて設置すること。
- ・なお、電話設備については IP 電話とする可能性があることにも考慮すること。

ウ) 情報ネットワーク設備

- ・敷地内埋設管や架空線の電柱を含めた各配線ルートの確保、配線工事完了後の区画処理を本業務にて行うこと。
- ・情報ネットワーク・サーバーラック及び統合 UPS のスラブ固定用アンカーの打設、専用電気幹線の引き込み等は本業務にて設置すること。

エ) セキュリティ設備

警備業務は外部委託を予定している。各種センサー、通報装置などは委託先により設置する想定。その他セキュリティ設備は基本設計図書による。必要な取合い調整等は本業務にて行うこと。